


回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	新潟県
<b>1. 料金割引の基本的方向性</b> (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
(1) 割引の還元のあり方について 「利用状況に応じた還元」を考えるべきであり、マイレージ制度の導入は妥当と考える。	
(2) 割引率や対象時間の考え方 当県は、今年3月に国土交通省、日本道路公団に「高速料金にローカルルールを導入すべき」との提言も行っており、地域特性を考慮した割引内容とすることは妥当と考える。	
	
(3) 割引対象車両について 日本道路公団が維持管理コストの削減を図り、割引を行うものであり、管理費コスト削減の可能なETC車両を対象とすることは妥当と考える。	
<b>2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方</b> 大口・多頻度利用者向けの割引を考える場合、利用度合いに応じて割引を行うよう割引制度を再構築することが必要で、透明性・公平性が保てる割引制度とし、一般利用者が不公平感を抱かない制度とすべきと考える。	

### 3. 具体的な割引内容（案）

(1) 割引内容（案）

(2) 割引結果

(1) 割引内容について

大口利用者対象割引内容を修正することを望む。

修正趣旨

1) 割引の基本を一般向けと同じくする（公平性の確保のため）

2) 1) を踏まえ、大口利用者向けの割引を上乗せする。

修正案

新たな大口利用者対象割引：修正後			新たな大口利用者対象割引：前	
利用額計	還元額	還元率	月当たり車両1台当たり の利用額につき	割引率
5千円（月3百 円程度）	2百円	4.0%	5千円を超え1万円ま での部分	10%
1万円（月5百 円程度）	5百円	5.0%	1万円を超え3万円ま での部分	15%
5万円（月3千 円程度）	8千円	16.0%	3万円を超える部分	20%
（基本となる割引は、一般利用者向けマ イレージと同様とする。：公平性の確 保）			※利用金額別割引率 1万円利用…5.0%→ETC前納 割引（4.8%）と同等 5万円利用…15.0%→ETC前納 割引（13.8%）より若干有利	
+			+	
車両1台あたり平均利用額 が3万円以上の契約者に限 り、月当たりの利用総額が 5百万円を超える場合		割引率 ※ %	車両1台あたり平均利 用額が3万円以上の契 約者に限り、月当たりの 利用総額が5百万円を 超える場合	
※（大口利用者向けの割引は、最終割引 率が23.8%となるよう、割引率を 設定）			割引率 10%	

(2) 割引結果

妥当と考える。

### 4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

継続的に割引効果を把握し、地域特性に合った割引内容とするよう適切に見直すべきであり、妥当と考える。なお、その調査は、本来管理者である国、若しくは日本道路公団が独自に行うべきである。（地方に費用負担を求めない。）

**※その他の意見**

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

1) 割引制度

公平性の確保の観点から、なるべく簡易な割引制度（使用カード、料金支払方法、利用額合算方法）とする方がよいため、一般利用者向けと大口利用者向けで割引制度を同一とするべきである。

2) 高速道路利用者負担のガソリン税分の還元施策（国費 10/10）

高速道路利用者の負担している税収入を活用し、高速道路の料金を更に利用しやすいものとする  
ことを考えるべきであり、全国一律の値下げも検討するべきである。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。